児童福祉法に基づく指定事業者・指定入所施設が、現在の事業に変更 が発生した場合の手続きと届出の方法

【令和5年12月現在】

1 変更の届出

- (1) 指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設は次に掲げる事項に変更があった場合、変更の日 から10日以内に県に届け出る必要があります。
- (2) 変更届の提出に当たって、それぞれ添付書類(表1)がありますので、変更届(第3号様式)に添付して提 出してください。
- (3) 管理者の変更の場合は、変更時の直近で開催される指導講習会(年3回程度開催)に必ずお申し込みの 上、ご参加ください。指導講習会は障害福祉情報サービスかながわのお知らせ及び自動配信メールでご案内し ます。

表 1	_		
	変更の届出を要する事項	必要な添付書類(いずれも変更後のもの)	備考
1	事業所(施設)の名称	運営規程	
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	運営規程 事業所・施設の平面図 居室面積等一覧表 事業所の設備・備品の一覧表 事業所の外観及び内部の写真 建物賃貸借契約書	・電話番号、FAX番号も変更になっている場合は、変更届に記載してください。 ・郵便番号の変更についても記載してください。
3	事業所(施設)の連絡先 (電話番号・FAX)	添付書類無し	
4	申請者の名称 (申請法人の名称)	定款 登記事項証明(現在事項全部証明書) 運営規程	・複数の事業所がある場合は、登記事項証明書の原本は1部の添付でかまいません。他の事業所分については、当該証明書の写しをそれぞれに添付してください。 ・事業所の設置者(法人)が変わる場合は新規指定申請を行う必要に
5	法人の主たる事務所の所在地	定款 	要があります。 電話番号、FAX番号も変更になっている場合は、変更届に記載してください。
6	代表者の氏名、生年月日、住所及 び職名	登記事項証明(現在事項全部証明書) 法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 役員等名簿	変更に係る代表者のみについて記載してください。
7	定款・寄付行為等及びその登記簿 の謄本又は条例等(当該指定に係 る事業に関するものに限る)	定款 登記事項証明(現在事項全部証明書)	
8	医療法第7条の許可を受けた病院 であることを証する書類	概要が分かる書類	
9	建物の構造又は事業所(施設)の平 面図(各室の用途を明示するもの とする。)及び設備の概要	事業所・施設の平面図 居室面積等一覧表 事業所の設備・備品の一覧表 事業所の外観及び内部の写真 建物賃貸借契約書	事業所の移転・増改築の場合は、施設・設備等が関係法令及び指定基準を満たしていることを事前に確認させていただく必要があります。遅くとも移転等する日の1か月前までに事前確認表を持参し、ご相談ください。
10	事業所(施設)の管理者の氏名、生 年月日、住所及び経歴	管理者の経歴書 管理者誓約書 動務形態一覧表	法第21条の5の15第3項各号の ・規定に該当しない旨の誓約書は 省略可としますが、同号の規定 ・に該当しないことを法人代表者 は必ず確認してください。

	変更の届出を要する事項	必要な添付書類(いずれも変更後のもの)	備考	
11	者の氏名、生年月日、住所及び経 歴	児童発達支援管理責任者の経歴書	タロをタフの半辺に 101担山寺	
		研修修了証の写し	各研修修了の状況により提出書 類が異なります。 以下「児発管変更の必要書類詳 細」を参照してください。	
		実務経験証明書		
		勤務形態一覧表		
12	主たる対象者	運営規程		
12		主たる対象者を特定する理由等		
	運営規程(定員を減員する変更も	運営規程	定員を減員する変更の場合は、 「障害児(通所・入所)給付費算定	
		従業者の勤務体制及び勤務形態、組織体制図	に係る体制等に関する届出書」 も同時に提出してください。	
14	協力医療機関の名称若しくは診療 科名又は当該協力医療機関との 契約の内容	協力医療機関との契約内容		

児発管変更の必要書類詳細

	研修修了状況	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
1	更新研修修了者	①経歴書(参考様式4)	
		②更新研修修了証の写し ※神奈川県以外で更新研修を修了している場合は、分野別研修・相談支援従事者 初任者研修講義部分の修了証の写しも送付願います	
		③実務経験証明書(参考様式5)	
		④資格証の写し(実務経験短縮の場合)	
		⑤勤務形態一覧表	
		①経歴書(参考様式4)	
		②修了証(基礎、補足、実践)の写し	
2	実践研修修了者	③実務経験証明書 参考様式5(実践研修受講に係るもの) ※基礎・補足研修修了後から実践研修受講前5年間のうち2年以上の経験	
		④実務経験証明書 参考様式5(児発管配置に係るもの) ※児発管配置の要件を満たす年日数のもの(③の経験と合算して必要年日数満たせればよい) ⑤資格証の写し(実務経験短縮の場合)	
		⑤ 質恰証の与し(美務経験短縮の場合) ⑥ 勤務形態一覧表	
	基礎研修修了者(みなし配置)	①経歴書(参考様式4)	
		②修了証(基礎、補足)の写し	
3		③実務経験証明書(参考様式5) ※児発管配置の要件を満たす年日数のもの	
		④実践研修受講誓約書(参考様式14)	
		⑤資格証の写し(実務経験短縮の場合)	
		⑥勤務形態一覧表	
	基礎研修修了者(2人目配置)	①経歴書(参考様式4)	
		②修了証(基礎、補足)の写し	
		③勤務形態一覧表	
4	実践研修受講に係る 実務経験(OJT)を短 縮する場合は、③、 ④、⑤、も提出	④実務経験証明書(参考様式5) ※基礎研修修了日におけるサビ管配置の要件を満たす年日数のもの	
		⑥資格証の写し(実務経験短縮の場合)	
	10111年版フキ/市がTT版+版フ\	①経歴書(参考様式4)	
		②修了証(分野別、補足)の写し	
5		③実務経験証明書(参考様式5) ※児発管配置の要件を満たす年日数のもの	
		④資格証の写し(実務経験短縮の場合)	
		⑤勤務形態一覧表	

2 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所及び障害児入所施設の定員を増やす場合の手続き

児童発達支援、放課後等デイサービス事業所及び障害児入所施設が利用定員を増加させる場合は指定変更申請となりますので、指定変更申請書(第2号様式)とともに、添付書類(表2)を添付して、変更の前月15日までに申請してください。なお、この場合には指定の変更を受けようとする日の1か月前までに「指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等指定申請等に係る事前確認表」の提出が必要です。

県所管域に所在する事業所の場合は、児童発達支援センター及び障害児入所施設については福祉施設グループ、センター以外の児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては事業支援グループに事前に 予約の上、来庁してください。

表2

	必要な添付書類(いずれも変更後のもの)		備考
	事業所(施設)の名称及び設置の場所		
	申請者の名称(申請法人の名称)	指定変更申請書に	定員を増加させたい月の
	主たる事務所の所在地	記載欄があります	前月15日までに変更申請を
児童発達支援	代表者の氏名及び住所		する必要があります。
放課後等	運営規程		
デイサービス	事業所(施設)の平面図		「障害児(通所・入所)給付費
陈宇坦飞起长机	居室面積の一覧表		算定に係る体制等に関する
障害児入所施設	事業所の設備・備品の一覧表		届出書」も同時に提出して
共通	事業所の外観及び内部の写真		下さい。
	変更申請に係る事業所の従業者の勤務形態、組織体制図		
	付表(指定申請書の別表)		
	建物賃貸借契約書		

※児童発達支援、放課後等デイサービス事業所及び障害児入所施設が、利用定員増加以外の変更をする場合は変更届出書(第3号様式)を使用し、表1に示す添付書類を添付して提出してください。

例)定員を減員させる場合等

- 3 事業を廃止・休止・再開する場合の手続き
- (1) 事業を廃止・休止を行う場合は、1ヶ月前に県(横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市)に届け出る 必要があります。再開したときは、再開した日から10日以内に県(横浜市・川崎市・相模原市・ 横須賀市)に届け出る必要があります。
 - ※提出した休止期間が終了する後も継続して休止する場合、再度届け出る必要があります。
- (2) 指定障害児入所施設(福祉型・医療型)が指定を辞退する場合は、3ヶ月前までに「指定の辞退届」が必要になります。
- (3) 必要な書類

	サービス種類	提出の必要がある届 出書類	提出期限	備考
1	指定障害児通所支援	第4号様式 (表と裏の2枚)	廃止・休止する日の 1ヶ月前まで	再開する場合で、勤務体制、勤務形態が休止前と異なる場合は、組織体制図、勤務体制を添付してください。
2	指定障害児入所施設 (福祉型·医療型)	第5号様式 (表と裏の2枚)	指定を辞退する日の 3ヶ月前まで	

- ※ 書類は「障害福祉情報サービスかながわ(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/)の「書式ライブラリ」 に掲載されています。具体的な場所は以下の表のとおりですので、ダウンロードした上で、必要事 項を記入してください。
- ※ <u>事業を廃止・休止する場合には、上記届出と併せて、</u> 利用者の希望や意向等を聴取した個々の面談等の記録の提出が必要です。

指定変更申請書(第2号様式)	
変更届(第3号様式)	
廃止·休止·再開届(第4号様式)	「書式ライブラリ」 ⇒「1. 神奈川県からのお知らせ」 ⇒「5 変更申請(届)、体制届様式(児童福祉法関係) 文書名: 第2号様式~第5号様式
指定辞退届け(第5号様式)	
添付書類	「書式ライブラリ」 ⇒「1. 神奈川県からのお知らせ」 ⇒「4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係) 文書名:【指定申請様式②】事業所指定に係る添付書類
障害児(通所・入所)給付費算定に係る 体制等に関する届出書	「書式ライブラリ」 ⇒「6. お知らせ(県内共通)」 ⇒「4 体制届に関するお知らせ 」 『文書名:【共通様式】障害児通所支援事業所等給付費算定に係る

4 変更手続きに関する手続き先

その他の県域市町村

〒231-8588 横浜市中区日本大通り1

<障害児入所施設・児童発達支援センターについて>

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害サービス課 福祉施設グループ

電話 045-285-0738 ファクシミリ045-201-2051

<上記を除く障害児通所支援事業について>

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 障害サービス課 事業支援グループ

電話 045-210-4732 ファクシミリ045-201-2051